

令和7年12月1日

各 位

熊本県嘉島町税務課

令和7年分給与支払報告書総括表の提出について（お願い）

日ごろより本町の税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別紙のとおり給与支払報告書（総括表）を送付しますので、下記によりご提出頂きますようお願いいたします。

記

1 提出期限 令和8年2月2日 （月）

2 提出方法

- ・給与支払報告書は**1人につき1枚**提出してください。
- ・個人住民税の特別徴収と普通徴収の区分に誤りがないようにお願いします。

（区分が普通徴収となっても、特別徴収とさせていただくか、確認の連絡をさせていただきます場合があります。）

特別徴収について、及び普通徴収への切替については、「特別徴収のお知らせ」をご覧ください。

※総括表、切替理由書は嘉島町ホームページからダウンロードできます。

<https://www.town.kashima.kumamoto.jp/>

3 注意点 給与払報告書の作成については、以下の点に注意してください。

- ・住所は令和8年1月1日現在の住所を本人に必ず確認してください。
- ・中途就職または退職された方は「中途就職・退職」欄に○印を付け、年月日を記入してください。
- ・生命保険料控除を適用される場合は支払保険料の明細を 新・旧制度ごとに必ず記入してください。

令和7年中に退職された方の給与支払報告書についても令和8年1月1日時点で住所がある市町村に提出する必要があります。

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に給与の受け取りがあり、令和8年1月1日時点で嘉島町に住所がない方の給与支払い報告書は、令和8年1月1日時点で住所がある市町村に提出してください。

※嘉島町に提出する給与支払報告書がない場合、給与支払報告書および総括表の提出は不要です。

・摘要欄には次のことを記入してください。

Ⅰ 扶養親族（年少扶養親族も含む）の続柄と名前

（※別居の場合は、住所及び生年月日も記入してください）

Ⅱ 社会保険料控除に含めた国民年金保険料等の金額

Ⅲ 他社（前職）分を合算し年末調整を行っている場合は、必ずその支払者名と住所、
合算した給与支払金額・社会保険料等の金額・源泉徴収税額

※中途就職の方で、自社分給与のみの報告の場合には、「前職含まず」と記入してください。

〒861-3192

熊本県上益城郡嘉島町上島530番地

嘉島町役場 税務課

課税係 坂口

096-237-2639（直通）

特別徴収のお知らせ

熊本県及び県内全市町村は、地方税法の規定に基づき個人住民税（市町村民税・県民税）の特別徴収事業者への完全指定を実施しています。

アルバイト・パート従業員に関わらず、所得税源泉徴収の対象となる従業員（納税義務者）の方は、原則として、すべて特別徴収（給与天引き）による納付となりますので、すでに特別徴収に指定されている事業所につきましても、いま一度ご確認をお願いします。

対象となる事業所（特別徴収義務者）

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者（事業所）は、地方税法第321条の4により町・県民税の特別徴収義務者となります。

対象となる人

令和7年1月1日～令和7年12月31日に給与の支払いを受け、令和8年4月1日において特別徴収義務者から給与の支払いを受ける方が対象となります。（地方税法第321条の3）

※ただし、以下に該当する場合は、特別徴収の方法によることが困難であることから、普通徴収（個人による納付）とすることができます。

- A 令和7年12月31日までに退職している、または令和8年5月31日までに退職することが確実にわかっている従業員
（給与支払報告書摘要欄に退職予定日をご記入ください）
- B 他の事業所から特別徴収されている人（乙欄給報等の人も含む）
- C 給与の支払いが毎月ではない不規則な従業員
- D 給与から税額が引ききれない

※原則として上記以外の理由では、普通徴収は認められませんのでご注意ください。

特別徴収から普通徴収への切替え方法について

1月末までに給与支払報告書をご提出いただいた後、嘉島町で徴収区分を判断し、納入通知書を送付します。

給与支払報告書だけでは判断できない事由もございますので、上記普通徴収に切替える事由がある場合は、必ず普通徴収切替書をご提出いただきますようお願いいたします。

（1）普徴切替理由書が無い場合、（2）上記以外の理由を記載した場合、（3）給報の摘要欄に「普徴希望」等のみが書かれている場合

（1）～（3）のいずれかに該当する場合、嘉島町の判断で特別徴収と判断する場合がありますのでご了承ください。

※磁気ディスクでの提出・e L T A Xによる提出の場合は、給与支払報告書の摘要欄に切替の理由（A～Dの番号）を記入してください。なお、乙欄及び退職の場合は給与支払報告書の所定の欄に必要事項が入力されていれば、摘要欄への切替理由の入力は不要です。

ご提出いただいた後、お電話で普通徴収該当理由を確認する場合がありますので、ご了承ください。

個人番号（マイナンバー）記載のお願い

給与等の支払に係る給与支払報告書を市区町村へ提出する際には、従業員本人とその控除対象配偶者及び扶養親族のマイナンバー（個人情報）の記載が必要となります。

給与等の支払を受ける方からは、必ず給与支払報告書の記入に必要となる個人番号（マイナンバー）の提供を受けてください。